

## 大船渡市立小・中学校適正規模等検討委員会設置要綱

## (設置)

第1 大船渡市立小・中学校（以下「学校」という。）における今後の学校生活、学校運営等に関する諸問題を調査し、学校の適正規模等について検討するため、大船渡市立小・中学校適正規模等検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第2 委員会は、大船渡市教育委員会教育長の依頼を受け、学校規模及び配置の適正化に関する基本的な考え方と、適正化に向けた具体的な方策について検討し、提言する。

## (委員)

第3 委員会は、次の各号に掲げる者のうちから、教育長が委嘱又は任命する委員 22 人以内をもって構成する。

- (1) 団体代表 10 人以内
- (2) 保護者代表 4 人以内
- (3) 学校関係者代表 3 人以内
- (4) 学識経験者 5 人以内

## (任期)

第4 委員の任期は、第3の委嘱又は任命を受けた年度限りとする。ただし、第3第1号、第2号及び第3号の委員については、後任者が決まるまでの間を任期とする。

## (組織)

第5 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は委員会を代表し、委員会を主宰する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

## (会議)

第6 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

## (小委員会)

第7 委員長が必要と認めるときは、委員会に小委員会を置くことができる。

- 2 小委員会は、委員長が指名する委員で組織する。

## (意見の聴取)

第8 委員会及び小委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

## (庶務)

第9 委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課において処理する。

## (実施の細目)

第10 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、別途定めるものとする。

## 附 則

この要綱は、平成 26 年 10 月 6 日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成 28 年 7 月 19 日から施行する。